

○山梨県警察の公印に関する訓令

昭和38年5月14日

本部訓令第14号

改正 平成6年10月本部訓令第19号

平成16年3月本部訓令第6号

平成25年4月本部訓令第7号

平成31年3月本部訓令第8号

(目的)

第1条 この規程は、山梨県警察における公印の制式および使用保管に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(制式)

第2条 公印の制式は別表のとおりとする。

2 公印の印材は、押出しがスタンプを除き木印とする。

(登録)

第3条 公印はすべて別記様式の公印台帳に、その印影を登録しなければならない。

2 前項の台帳は、総務課において保管するものとする。

(保管責任者)

第4条 公印の保管責任者は、本部長の職印及び本部の庁印については総務課長、その他の公印は各当該所属長（押出しがスタンプについては警務課長）とする。ただし、次の各号に掲げる公印の保管責任者は、当該各号に定める職にある者とする。

(1) 交通反則用の本部長印 交通指導課長

(2) 運転免許用の本部長印 運転免許課長

(3) 仮運転免許用の丸型・本部長印 運転免許課長

(4) 聽聞通知書及び意見の徴収通知書用の本部長印 運転免許課長

2 保管責任者は、公印の保管についてその責を負うものとする。

3 所属長は、庁印の保管取扱いを次席、副所長、副隊長、副校長、副署長又は次長に命ずることができる。

(保管方法)

第5条 公印は印箱に納め、使用しないときは施錠のある個所に保管しなければならない。

(使用)

第6条 職印又は庁印を使用しようとするときは、保管責任者に決裁済の原議又は公印使用の必要を証明する書類を提示して保管責任者又はその指示を受けた者から押印を受けるものとする。

2 公印の押印には、朱肉を用いるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、辞令書、発令通知書、行政処分通知書、聴聞通知書、意見の聴取通知書等、定例又は軽易な文書で同一内容のものを多数作成する場合で、押印の必要なものについては、保管責任者の承認を受けて、公印の印影を印刷し押印に代えることができる。

(新調、改刻、廃止)

第7条 保管責任者は、公印を新調、改刻または廃止しようとするときは、その理由を付して本部長に申請するものとする。

(廃棄)

第8条 本部長は、改刻、廃止等により使用しなくなった公印については登録を取り消すとともに、公印台帳に必要な事項を記入の上、庁印は廃棄処分し、職印については総務課において当分の間保管するものとする。

(その他)

第9条 公印が、盜難、紛失、き損したときは、ただちにその旨を本部長に報告しなければならない。

附 則

1 この規程は、昭和38年5月14日から施行する。

2 この規程施行の際、現に使用中の公印はこの規程により作成したものとみなしある間使用する ことができる。

3 山梨県警察本部処務規程（昭和30年山梨県警察本部訓令第20号）の一部を次のように改める。

[次のように略]

附 則（平成6年10月14日本部訓令第19号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成16年3月15日本部訓令第6号）

この訓令は、平成16年3月19日から施行する。

附 則（平成25年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月25日本部訓令第8号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表及び様式 略